


5

相生町・東雲町・花園(一部を除く)・山田町・入船1丁目3番15~17号 地区

可 燃：燃やすごみ(有料)	 小樽市公式LINEでごみの分別検索 (二次元コード)
不 燃：燃やさないごみ(有料)	
かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類(カセット式ガスポンペを含む。)	
紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙バック、紙製容器包装	
プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装	

令和6年収集カレンダー (2024年)

1	月	火	水	木	金	2	月	火	水	木	金	3	月	火	水	木	金	
1	2	3	可燃	かん等	4	5	6	7	可燃	かん等	8	9	10	11	12	13	14	15
8	9	10	可燃	紙類	11	12	19	20	21	22	23	25	26	27	28	29	30	31
15	16	17	可燃	かん等	18	19	26	27	28	29	30	31						
22	23	24	可燃	紙類	25	26												
29	30	31	可燃	紙類														

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金	5	月	火	水	木	金	6	月	火	水	木	金	
1	2	3	可燃	紙類	4	5	6	7	可燃	かん等	8	9	10	11	12	13	14	15
8	9	10	可燃	紙類	11	12	19	20	21	22	23	25	26	27	28	29	30	31
15	16	17	可燃	かん等	18	19	26	27	28	29	30	31						
22	23	24	可燃	紙類	25	26												
29	30		可燃	紙類														

7	月	火	水	木	金	8	月	火	水	木	金	9	月	火	水	木	金	
1	2	3	可燃	紙類	4	5	6	7	可燃	かん等	8	9	10	11	12	13	14	15
8	9	10	可燃	紙類	11	12	19	20	21	22	23	25	26	27	28	29	30	31
15	16	17	可燃	かん等	18	19	26	27	28	29	30	31						
22	23	24	可燃	紙類	25	26												
29	30	31	可燃	紙類														

※小型家電製品で充電電池が取り外せないものは、小型家電回収ボックスまたは市内の消防署にお持ちください。

10	月	火	水	木	金	11	月	火	水	木	金	12	月	火	水	木	金	
1	2	3	可燃	紙類	4	5	6	7	可燃	かん等	8	9	10	11	12	13	14	15
7	8	9	可燃	紙類	10	11	18	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29	30
14	15	16	可燃	紙類	17	18	25	26	27	28	29	30	31					
21	22	23	可燃	紙類	24	25												
28	29	30	可燃	紙類	31													

※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1m³(100リットル)以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者(50音順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
南小 樽 衛 生 化 学 工 業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
南ク リ ー ン サ ー ビ ス	64-5300
南北 海 道 木 村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677